

(別紙)

大規模小売店舗立地法に係る届出書の提出について

大規模小売店舗立地法に係る届出書の提出について、令和8(2026)年1月以降は、電子データと紙での提出をお願いします。

電子データの提出につきましては、以下の点に御注意願います。

1. 電子データの提出について

(1)ファイル形式について

PDFでの提出をお願いいたします。

なお、登記簿謄本を除き、紙媒体の書類をPDFデータに変換しての提出はお控えください。

(2)データファイルについて

以下の項目ごとにデータファイルを分けて提出願います。

タイトルは以下の『』のとおりとしてください。

A. 店舗の概要に関する書類：『店舗名称_011 届出概要』

店舗の概要に関する図面：『店舗名称_012 図面資料』

B. 交通処理計画報告書：『店舗名称_020 交通関係』

C. 騒音予測評価報告書：『店舗名称_030 騒音関係』

D. その他：『店舗名称_040 登記簿謄本等』

(3)ファイルサイズについて

届出書等1件あたり、10メガバイト以内としてください。

(4)提出先について

●電子申請システムで届出が可能です。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/0224786938237503941>



●事前協議やその他届出についてはメールでも提出可能です。

メールでの届出の際、標題は『【大店立地法】店舗名』としてください。

宛先：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 a14160@pref.oita.lg.jp

2. 紙の提出部数について

届出書の紙の提出部数は以下のとおりです。「届出の手引き」も参考にしてください。

条文 書類	第5条第1項	第6条第2項 附則第5条第1項	第6条第1項
届出書	中部振興局管内 8部 (大分市、臼杵市、津久見市、由布市) 中部振興局管内以外 9部	中部振興局管内 2部※ (大分市、臼杵市、津久見市、由布市) 中部振興局管内以外 3部※	1部

※審議会案件の届出書は追加で6部提出